

# 介護福祉士実務者研修 受講資金貸付制度

資格取得を  
学費の面から  
サポートします。



「介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度」は、介護福祉士実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す方に対し、受講に必要な資金の貸付けを行う制度です。

貸付額 **20万円** (受講料、国家試験受験手数料等)

※貸付けは無利子です。

介護福祉士の資格を取得し、介護等の業務に2年間従事したときは、貸付金の返還が**全額免除**されます。

## 【お問合せ・申請先】

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部 貸付担当  
020-0831 盛岡市三本柳8地割1番3 ふれあいランド岩手内  
TEL:019-601-7022 Mail:sisetuka@iwate-shakyo.or.jp

# 介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度の概要

この制度は、介護福祉士実務者研修施設に在学中（又は入学手続済）で、介護福祉士資格の取得を目指す方に対し、受講に必要な費用の貸付けを行い、岩手県内の介護人材の育成・確保を目的とするものです。

<p><b>貸付対象</b></p>	<p>実務者研修施設<sup>※1</sup>に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指し、<u>実務者研修施設の卒業年度又はその翌年度に国家試験の受験が可能</u>な方であって、介護福祉士の資格を取得後、岩手県内で介護福祉士として介護等の業務に従事しようとする方が対象になります。</p> <p>◎ 介護福祉士国家試験の受験には、実務経験が3年以上（従業期間1,095日以上、従事日数540日以上）必要である等の条件があります。</p>
<p><b>貸付期間</b></p>	<p>原則として養成施設等に在学する期間とします。</p>
<p><b>申請期限</b></p>	<p><b>受講決定日以降、受講開始後2か月以内に申請してください。</b></p> <p>◎ 受講期間は、自宅学習（事前学習）期間を含みます。</p> <p>【例】受講（自宅学習）開始日が4月1日の場合、5月31日が申請期限となります。</p>
<p><b>申請の流れ</b></p>	<p>◎ ④の後、借用証書等を取り交わした後で、貸付金の交付（一括交付）となります。</p>
<p><b>貸付額</b></p>	<p>下記の金額を上限として貸し付けます。なお、研修施設等の授業料、教材費のほか、参考図書、学用品、交通費、国家試験受験手数料等も貸付けの対象となります。</p> <p><b>貸付上限額 200,000円</b></p> <p>◎ 貸付けには審査がありますので、貸付けをお断りする場合や希望額どおりの貸付額に満たない場合もあります。</p> <p>◎ 教育訓練として実務者研修を受講する場合、教育訓練給付制度と併用可能です。</p>
<p><b>返 還</b></p>	<p>養成施設を途中で退学した（修了できなかった）場合や、介護福祉士資格取得後、介護等の業務に2年間従事しなかった場合等、返還免除の要件を満たさなかった場合は、貸付金を全額返還しなければなりません。</p> <p>※ 返還期日を過ぎた場合は、延滞利子が発生します。</p>
<p><b>免 除</b></p>	<p>研修施設を修了した日から（修了日時点で実務経験が3年に達していない場合は、実務経験が3年に達した日から）1年以内に介護福祉士の登録を行い、岩手県内で、<b>2年間（在職期間730日以上、従事日数360日以上）<sup>※3</sup>、介護等の業務<sup>※4</sup>に従事した場合は、返還が免除</b>されます。</p>

◆ その他、申請に必要な書類については、別紙「介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請 必要書類一覧」をご確認ください。

※1 国又は都道府県知事の指定した養成施設が対象です。 ※2 貸付けには連帯保証人が必要です。 ※3 介護福祉士の資格登録日と業務従事開始日のいずれか遅い日から2年間（在職期間730日以上、従事日数360日以上）引続き介護等の業務に従事した場合、手続きにより返還が免除されます。 ※4 介護福祉士の受験資格となる実務経験の範囲にある施設又は事業所及び職種（業務内容）が対象です。